

平成24年8月11日

会計検査院 広報

FAX03-3593-2530

根来泰周東京高等検察庁検事長 企画調査課佐藤担当

TEL03-3592-5611

安住 淳財務大臣 政策金融課、東担当

FAX03-5251-2217

細野 豪志環境大臣 廃棄物課

FAX03-3593-1049 (廃棄物課に回して下さい)

前田 武志国土交通大臣 法規課岩瀬担当

FAX03-5253-1630

福田富一 栃木県知事 廃棄物課

FAX028-623-3113

佐藤 栄一宇都宮市長 塵減量課高島課長

FAX028-632-3316

高橋はるみ北海道知事 建築指導、畜産振興課

FAX011-232-0147, 011-232-1064

各自治体建築指導、廃棄物対策課

損保犯罪被害者の会

(有) HAハウスリメイク 山本弘明

TEL011-784-4046

FAX011-784-5504

那須塩原市鍋掛1087-817

石川 博

TEL, FAX0287-64-1322

@今度は宇都宮地裁が”罰金3億円、懲役五年以下の刑事罰則がある廃棄物処理法を遵守不要”と栃木県庁、大田原市他に判決を出しました

1、別紙判決文をご覧ください「石川博実母絹江が死去後、絹江が一人住まっていた一軒家に長男夫婦等で押し入り、金品、預金通帳、権利書等を強奪し、残った物品を長男皖一は近所の住人に盗ませ、又

大田原市上奥沢65-4不動産業者松本勇 (TEL0287-23-1362)

廃棄物処理業許可無しの不動産業者を使い、残ったトラック12台以上の物品を、絹江の家、那須塩原市東栄2自宅から大田原クリーンセンターに越境で無許可窃盗

搬入処理して盗品を抹殺、犯罪証拠を行政、警察ぐるみで抹殺した事件の判決です」

2、栃木県庁、大田原市の主張は” 廃棄物処理法を行政は所管していない、だからこの法律を守って廃棄物処理事業を行う必要は無いし、搬入者に廃棄物処理法を守らせる権利も無い、無許可業者が廃棄物を違法に収集運搬搬入し、処理しても、一切管理責任も告発義務も責任も無い” 搬入される廃棄物が合法に収集運搬されたかどうかを証明する証拠も一切無い、廃棄物処理法違反とみなされる場合、積極的に立ち入り調査を行い、違法と看做せば刑事告発するように、との通知は、国と地方自治体の話で国民がどうこう言う権利は一切無い、大田原クリーンセンターの所長は市の職員だが、この施設は一切大田原市とは関係無い、国の税金が投入されていると行政には関係無い施設である” との主張です。

3、それを踏まえた判決は「松本勇は無許可で個人の家の物品を業務として収集運搬し、大田原クリーンセンターに運び込み処理したが、松本勇にも石川暁一にも、栃木県庁にも大田原市にも一切違法は無い、無許可の業者が大田原クリーンセンターに廃棄物として個人の所有物を収集して搬入しても、違法では無い、栃木県庁、大田原市には廃棄物を収集運搬、搬入した何の証拠も、許可の有無を確認した証拠も無いが違法性は無い」との判決です。

4、こうなりますと「法の遵守は一切不要で有る、国の補助金を投入させた事業が違法で有っても良い、法の遵守は不要だから、違法が見出されようと補助金返還責任は一切無い」これを更に裁判官、国が公認した事になります。

「これで環境省も会計検査院も” 栃木県庁にも宇都宮市にも、民間の廃棄物処理事業破綻に伴う国からの補助金 2 億円弱返還請求等出来なかった事実が証明されたのです、つまり栃木県庁は勝手に国に二億円を返還し、宇都宮市に請求したのですよ、詐欺、恐喝ですね”」堆肥舎の違法問題も、金融公庫、フラット 35 住宅融資の違法も、あらゆる国の補助金、融資事業での違法も、一切何の問題も責任、金員返還責任も無い事が更に証明されたようです」

5、そして「廃棄物処理法違反が有ったとして摘発され、刑事罰則を適用された多くの違法業者は冤罪です、松本勇さんが冤罪の証拠人物です、警察、司法、環境省はどう冤罪発生責任を負うのでしょうか、会計検査院は法の遵守が不要なのに、違法を見出したと言いつけを付けて、国からの補助金、融資金返還を命じている国による犯罪責任をどう取るのでしょうか」今後あらゆる公的金員の詐欺入手は正しい行為となります。そして宇都宮市を訴えた栃木県庁は、法律云々で金を返せ、等一切主張出来ませんよ、県庁が法を蹂躪した犯罪行政機関ですから。

平成24年8月8日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成24年(ワ)第153号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成24年6月13日

判 決

栃木県那須塩原市鍋掛1087番地817

原 告 石 川 博

宇都宮市塙田1丁目1番20号

被 告 栃 木 県

同 代 表 者 知 事 福 田 富 一

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 谷 田 容 一

同 指 定 代 理 人 田 村 博

同 田 名 網 裕 一

栃木県大田原市本町1丁目4番1号

被 告 大 田 原 市

同 代 表 者 市 長 津 久 井 富 雄

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 館 野 明

同 指 定 代 理 人 佐 藤 英 夫

同 櫻 岡 賢 治

同 北 條 秀 樹

栃木県大田原市下石上1796-40

被 告 石 川 皖 一

栃木県大田原市奥沢65-4

被 告 松 本 勇

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請 求

- 1 被告大田原市，被告石川皖一及び被告松本勇は，原告に対し，連帯して140万円及びこれに対する年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告栃木県は，原告に対し，10万円及びこれに対する年5分の割合による金員を支払え。

第 2 事 案 の 概 要

本件は，死亡した石川絹枝（以下「絹枝」という。）の二男である原告が，絹枝の長男である被告皖一は，被告松本に，絹枝の遺産である動産類を廃棄物として運搬・処分させ，これら動産類の原告の持分権を侵害し，被告大田原市及び被告栃木県は，その処分に関するデータを隠匿したとして，被告皖一及び被告松本に対しては，不法行為に基づき140万円の損害賠償の支払を求め，被告栃木県に対しては，国家賠償法1条1項に基づき10万円の損害賠償の支払を求めている事案である。

1 前提事実（争いが無い。）

- (1) 絹枝は，平成22年4月15日，死亡した。
- (2) 被告石川皖一（以下「皖一」という。）は，絹枝の長男であり，原告は，絹枝の二男である。絹枝の相続人は，このほかに，三男道雄及び四男富士男がいる。

2 争点及びこれについての当事者の主張

（原告の主張）

- (1) 皖一は，絹枝が死亡した後，原告に無断で，絹枝の住居（栃木県那須塩原市東栄2丁目6番26号所在）から，絹枝の遺産である家財道具，衣類，雑貨等の動産類（以下「本件動産類」という。）を自ら及び第三者によって持ち出し，被告松本勇（以下「被告松本」という。）に依頼して，大田原市クリーンセンターに越境して運搬させた上，廃棄物として処理・処分させ，原

告の本件動産類の持分権を侵害した。

- (2) 被告大田原市は、被告松本が一般廃棄物処理業の許可を得ていないことを知りながら、同被告の依頼を受けて、本件動産類を廃棄物として処理し、原告の本件動産類の持分権を侵害した。
- (3) したがって、被告大田原市、被告皖一及び被告松本は、原告に対し、連帯して民法709条（被告大田原市については国家賠償法1条1項）に基づき、原告に生じた140万円の損害を賠償する義務がある。
- (4) 被告栃木県は、原告から、大田原市による上記の違法受入れの事実について通告を受け、証拠の保全及び提供を求められながら、故意に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）上の監督責任を果たさず、大田原市及び大田原クリーンセンターによる本件動産類の受入れ、処分を隠匿し、原告の本件動産類についての持分権を侵害した。

被告栃木県は、被告大田原市が保管する本件動産類の処理データを被告大田原市とともに隠匿し続け、原告の本件動産類の持分権を侵害している。

したがって、被告栃木県は、不法行為（国家賠償法1条1項）に基づき、原告に生じた10万円の損害を賠償する義務がある。

（被告皖一の主張）

絹枝の相続人である被告皖一、原告、道雄及び富士男は、絹枝の葬儀の翌日である平成22年4月19日、絹枝の自宅で、それぞれ欲しい物を分け合って形見分けをし、原告は、欲しい物を持って行った。

（被告松本の主張）

被告松本は、被告皖一から依頼を受けて、絹枝宅の片付けを行ったが、被告皖一から、自宅土地建物は被告皖一に譲る旨の絹枝の遺言書があると聞いていたため、同建物内の動産類も被告皖一の所有であり、処分することに問題はないと考えていた。

（被告大田原市の主張）

- (1) 被告大田原市において発生する一般廃棄物については、大田原市、那須塩原市及び那須町で構成する一部事務組合である那須地区広域行政事務組合が設置し、管理運営する一般廃棄物処理施設である広域クリーンセンター大田原（以下「センター」という。）において、廃棄物処理法に基づき、搬入の受入れ及び処理を行っている。また、センターに搬入された廃棄物を被告大田原市が確認する法的根拠はなく、被告大田原市に本件訴訟の被告適格はない。
- (2) 上記のとおりであるから、被告大田原市は、市民又はその委託を受けた事業者との間に廃棄物処理法に定める受入れ及び処分に関する直接の権利義務関係は有しないし、センターに搬入された廃棄物を逐一確認する法的根拠もない。したがって、被告大田原市が、原告の主張する財産権侵害をしたことはない。

また、被告大田原市に、原告の主張する公文書等の証明書は存しないし、個人の処理データも存在しない。なお、原告の主張する処理データには、所有者の氏名、物品名、形状等個人の廃棄物の詳細な属性までが記載されるものではない。

（被告栃木県の主張）

被告栃木県が環境省に報告しているのは、市町村ごとの一般廃棄物処理の総量等であり、どここの一般廃棄物処理施設で、いつ、どのような物の受入れ、処分がされたかというデータは保有していない。

第3 争点に対する判断

1 被告大田原市の本案前の主張について

被告大田原市は、本件訴訟について被告適格がないと主張するが、原告の被告大田原市に対する請求は金銭の支払請求であり、このような給付訴訟については、支払義務があるとされる者に被告適格があるというべきである。

2 被告皖一、被告松本及び被告大田原市の責任について

原告は、被告皖一及び被告松本は、絹枝の遺産である本件動産類を原告に無断で廃棄物として処分し、原告の本件動産類の持分権を侵害したと主張する。

しかしながら、証拠（甲1、甲2、甲9、甲10、甲20、甲22、乙C2ないし乙C4）及び弁論の全趣旨によれば、被告皖一及び被告松本は、絹枝の遺産である動産類の中から価値のあるものは選別し、価値がないと判断したものを廃棄物として処分したことが認められ、このようにして処分された物は、少なくとも、両名において、廃棄相当と判断したものであったと認められるところ、廃棄処分された本件動産類の内容は証拠上明らかでない上、これら動産類の財産的価値の有無及び価格を明らかにする証拠はなく、原告の損害を認定することはできない。

また、被告松本が一般廃棄物処理業の許可を得ていなかったとしても、これをもって、被告大田原市が本件動産類の原告の持分権侵害に関与したとはいえないし、書類の作成に関連して、被告大田原市の職員に違法な行為があったとは認められない。

そうすると、被告皖一、被告松本及び被告大田原市に、原告の主張する不法行為責任（被告大田原市に国家賠償法1条1項）があるとはいえない。

3 被告栃木県の責任について

原告は、被告栃木県は、被告大田原市が保管する本件動産類の処理データを被告大田原市とともに隠匿し続け、原告の本件動産類の持分権を侵害していると主張するが、本件動産類を廃棄物として処理したことについて、原告の主張事実の立証のために有用なデータを所持しながら提出を拒んでいるとは認められないし、被告栃木県が本件動産類の原告の持分権侵害に関与した事実は認められない。

4 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

宇都宮地方裁判所第一民事部

裁判官

端

二三彦